

舞鶴市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に基づく住民監査請求について、舞鶴市監査基準に関する規程(令和2年監委規程第2号)に準拠して監査を執行したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年12月8日

舞鶴市監査委員 杉島 久敏

舞鶴市監査委員 岡野 昌和

記

第1 住民監査請求の提出

1 請求の内容(職員措置請求書)

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出日 令和7年11月10日
- (3) 請求の要旨

西市民プラザにおいて、Aが主催する有料講座(受講料11,000円)等の営利活動が継続的に実施されているにもかかわらず、Aに対して施設、備品使用料を徴収せず、また減免手続きを経ずに施設使用を認めている事実が判明した。この行為は、法第244条の2に定める公の施設の適正利用の原則に反し、また行政財産の無償使用を禁止する法第238条の4の趣旨にも違反する。

① 違法・不当な財務会計行為の内容

ア Aによる営利活動の実態

Aの公式サイト上で受講料を徴収する講座を告知し、所属講師が指導を行うなど、明確な営利事業として実施されている。

イ 施設使用料等の不徴収

情報公開請求に対する市の回答では、市民活動団体活動室は有料施設でなく施設使用料が発生しないとされているが、西市民プラザの利用案内及び施設料金表では、同施設の各部屋に明確な有料区分が設けられている。(略)受講料を徴収する講座は、入場料等を徴収する場合に該当し使用料を徴収すべきである。

ウ 虚偽の利用目的による申請

市民活動団体活動室利用申請書には、Aが利用目的を研修と記載して提出して

いるが、実際の内容は受講料を徴収する営利事業であり、虚偽の申請内容であることが明らかとなっている。Aのフェイスブックページに掲載の開催日と施設利用日も合致する。

本来、市は虚偽の利用申請が判明した時点で、直ちに当該利用を取り消し、不正に免除された利用料金の徴収、必要に応じた処分を行う義務があった。これらの措置を一切講じなかったことは、明確な職務怠慢(財務会計上の不作為)であり、市の監督責任を問うべき事案である。

② 違法・不当の理由

公共施設の営利利用に対して料金を徴収しないことは、法第244条の2および公有財産管理規則に違反する。減免手続を経ずに特定団体に便宜を図ることは、法第2条第14項の平等取扱い原則に反する。市が文書不存在と回答し、虚偽申請の是正や徴収処分を怠ったことは、職員の財務会計上の不作為(怠る事実)に該当する。

③ 市に生じる損害

徴収されるべき施設、備品使用料が不徴収となっており、これは市財政への実損害である。さらに、虚偽申請を容認したままにしたことは、他団体との公平性を著しく損ね、行政への信頼を失墜させている。

④ 請求する措置

施設、備品使用料の未徴収分の算定と、当該団体への返還請求(他 略)。

⑤ 事実証明書

根拠条文、Aホームページ写し、西市民プラザ利用案内等、行政文書開示請求書、行政文書不存在決定通知等。

第2 要件審査

請求人は、本市に在住していること、請求様式は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第172条第1項、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第13条に規定の様式が使用されていること、事実証明書の添付があること、財務会計上の行為について監査を求めていることなど、住民監査請求に関して必要とされる法第242条に規定された要件を満たしていることを確認した。以上の要件審査を行い、請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査(法第242条)

2 監査対象事項

舞鶴市西市民プラザ(以下「プラザ」という。)の使用料の徴収について

3 監査の着眼点

監査対象事項について、市債権の発生の有無、根拠や経過等を確認し、怠る事実等がないか、法令に沿って適正に行われているかを着眼点とした。

4 監査対象部課

市民環境部市民協働推進課

5 監査の実施場所及び実施期間

(1) 実施場所 監査委員事務局、市民協働推進課

(2) 実施期間 令和7年11月11日から12月5日まで

6 陳述の機会の付与等

法第242条第7項に基づき、舞鶴市職員措置請求書の提出日に請求人へ陳述及び新たな証拠の提出の照会を行った。請求人からの11月13日付けの返信において、陳述を希望しない旨の連絡を受けた。また、11月25日に監査対象職員から聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) プラザの行政財産としての位置付け

法第238条第1項において、普通地方公共団体の所有する不動産は公有財産と規定されている。同条第3項で、公有財産はこれを行政財産と普通財産に分類し、同条第4項では、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは行政財産以外の一切の公有財産をいうと規定されている。

公共の用に供する財産とは、住民の一般的共同使用に供することをその本来の目的とする公有財産をいい、公の施設等がある。

プラザは行政財産であり公共の用に供する財産で、法第244条に定める公の施設である。

(2) プラザの概要

プラザは、舞鶴市西市民プラザ条例(平成14年条例第28号。以下「プラザ条例」という。)第1条において、市民、団体の多様な交流と市民活動等による社会参加の促進を図り、もって魅力ある地域社会の発展に寄与するために設置されており、その所在地は舞鶴市字円満寺158番地の6である。

プラザには、第2条で次の施設が置かれている。

- (1)ふれあい広場(2)親と子の広場(3)展示室(4)料理教室(5)市民活動団体活動室(以下「活動室」という。)(6)市民活動団体作業ゾーン1(7)市民活動団体作業ゾーン2(8)いきいき交流室1(9)いきいき交流室2(10)いきいき交流室3(11)健康サロン(12)集会室(13)催し場(14)スタジオA(15)スタジオB(16)スタジオC(17)多目的室
- (3) プラザの利用承認(市長が管理する場合において、プラザ条例第17条第2項の規定により読み替えて記載する。)

プラザの利用承認については、プラザ条例第6条に規定されている。活動室については、同条第2項の規定に基づき前指定管理者が定めた、登録団体による事前予約等の利用基準を市直営後においても踏襲し、市民活動団体活動室利用申請書の提出を受け承認を行っている。

本件の研修目的の申請は、令和7年1月10日に6日分・利用各2時間に係る申請が提出、承認されている。

(4) 活動室の利用状況

Aが利用した6日分・利用各2時間については、活動室の一部をパーティションで区切って利用し、占有ではなく他の利用者也利用可能な状態であった。利用の内容は公益的な事業の人材育成に向けた話し方についての指導や市民のファシリテーション技術の向上等であった。

(5) 使用料の徴収

使用料の徴収根拠は、法第225条において「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の使用につき使用料を徴収することができる」と定められ、法第228条で「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。

プラザの使用料の徴収は、プラザ条例第6条第1項、第10条及び別表に定められており、市長は当該規定を根拠としてその利用承認を受けた者から有料施設の使用料を徴収するが、活動室、ふれあい広場、親と子の広場及び健康サロン(以下「無料施設」という。)については、プラザ条例第6条第1項の規定により、有料施設から除外されている。

よって、本件請求に係る活動室は使用料の徴収対象ではないことから、その利用につき使用料としての債権は発生しておらず、減免の対象ともなりえない。

有料施設の附属設備(以下「備品」という。)の利用については、プラザ条例第10条第3項、舞鶴市西市民プラザ条例施行規則(平成15年規則第2号。以下「施行規則」という。)第5条及び別表に基づき徴収するが、活動室に関して令和6年4月から令和7年10月までの期間において、備品の利用申請は見当たらなかった。

(6) プラザの無料施設

プラザの無料施設の利用について、これまでからふれあい広場では、市民団体によるバザール等で入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する事業が実施されているが、前指定管理者及び市は、利用料金及び使用料の徴収を行っていない。

活動室は、プラザに登録された市民活動団体が利用できるフリースペースとなっており、Aにおいては、前指定管理者が定めた利用基準により平成27年に市民活動団体として登録され、市は令和6年度にこれを引き継いでいる。

本件講座については、いわゆる有料セミナーとして受講料を徴収してはいるものの、以前から登録を受けた市民活動団体が行う公益的事業として実施されており、前指定管理者及び市はこれを認めてきたものである。

なお、市はプラザの運営方針について令和6年度から「舞鶴市西市民プラザの運営方針に関する意見交換会」を開催し協議を重ね、活動室は令和7年11月から、市民活動団体のみならず市民も自由に利用できるスペースに変わっている。

2 監査委員の判断

(1) 使用料の徴収及び利用申請

活動室は、前述のとおり条例に使用料徴収の定めのない無料施設であり、法やプラザ条例により市がAに使用料を請求する根拠はない。

施行規則第8条第2項において、「承認を受けないで物品の販売その他の行為をしないこと」と規定されているが、利用申請書を提出して承認があったと認められ、研修の記載については、人材育成等の研修でもあり虚偽の申請とまでは言えない。

また、請求人は、本件請求書において、法第244条の2に定める公の施設の適正利用の原則に反し、また行政財産の無償使用を禁止する法第238条の4の趣旨に違反すると述べており、公共施設での営利事業に対して料金を徴収しないことは法第244条の2及び公有財産管理規則に違反し、減免手続きを経ずに特定団体に便

宜を図ることは法第2条第14項の平等取扱い原則に違反する、と主張しているが、これらの指摘についての監査委員の見解は、次のとおりである。

法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」として地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針を定めたものであり、平等取扱いの原則を定めたものでない。

法第238条の4第1項は、「行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。」と規定され、行政財産の管理及び処分について定められているが、行政財産の無償使用の禁止に関する規定ではない。

法第244条の2は、公の施設の設置、管理及び廃止についての規定で、第1項で「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と定められ、第2項は条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについてを規定し、第3項以降は指定管理者について定められており、公の施設の適正利用の原則を定めたものでない。

舞鶴市公有財産管理規則(昭和46年規則第22号)については、舞鶴市の公有財産の取得、管理及び処分について定められたものであり、無償使用の禁止を定めたものでない。

よって、請求人において違法・不当の理由として引用された法令については、その内容及び解釈は不適當であり、採用できない。

以上のことから、市が使用料の徴収を行っていないことは、法令に違反するものではなく、プラザ条例等に基づき市から承認を受けたAの事業は、市に損害を与えたものではない。

(2) 収益事業の検討

Aは、営利を目的とせず、また利益分配をしていないなどの要件を備えた法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第9号の2イに規定する非営利型法人であり、事業活動で得た利益は、法人の目的である社会貢献等の活動に再投資されている。

非営利型法人においては、同法上はいわゆる収益事業課税が適用されるのであるが、当該収益事業については、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条第1項に34業種が限定列挙され、かつ継続的に事業場を設けて行われるものとされている。

請求人は、講座6回分に係る11,000円の収入について営利目的と摘示しているが、本件講座は、同条に規定する業種に該当しないこと、また、講座の運営に係る人件費、管理費、資料作成費及び租税公課を考慮すると1回当たり約1,800円の額は所要経費相当額程度の収入でしかなく、事業規模も小規模で限定的であり継続的な業とみなされないことから、同法上の収益事業とは言えない。

3 結論

以上のような事実関係の確認、判断に基づき、請求人の主張には正当な理由が見当たらないと判断する。よって、請求を棄却する。